

## 要求水準書(案)に関する質問書への回答

入札説明書等: 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、提出書類作成要領及び様式集、基本契約書(案)、設計及び建設工事請負契約書(案)、運転維持管理業務委託契約書(案) モニタリング基本計画書、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別に入札説明書等という。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
1	3	第2章	4.							本事業の目的(2段落目)	「本市町では、令和3年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、本事業においても、脱炭素に係る積極的な提案を期待する」について、これは入札価格(工事費)のコストダウンのため、本事業での脱炭素設備の導入が提案できなくとも、新浄水場の建設後に本市町発注の別途工事での脱炭素設備の導入をより低価格で実現できる施設構造を提案すれば、要求水準の未達には該当せず、施設構造の提案として評価頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	第2章	5							事業概要	表1 新浄水場整備の概要の浄水処理方式において、前処理+膜ろ過とありますが、前処理の想定する方式はありますか。	事業者の提案とします。
3	3	第2章	5							事業概要	施設能力29,535m <sup>3</sup> /日に対し、水利使用可能水量が39,500m <sup>3</sup> /日と大きく上回っていますが、各水源の取水比率、取水量の設定は事業者提案で宜しいでしょうか。	基本的な運用としては、萱瀬ダム、JR長崎トンネル湧水を優先的に使用し、浦上ダム水源で調整します。
4	3	第2章	5							事業概要	施設能力29,535m <sup>3</sup> /日は、原水ベースの取水量(浄水ロス含む水量)でしょうか。送水可能な水量(浄水ロスを差し引いた水量)でしょうか。	送水可能な水量(浄水ロスを差し引いた水量)です。
5	3	第2章	5.							事業概要	「表内の開削工・推進工・水管橋の区分及び数量は(中略)詳細設計業務において確定し、設計変更を行う予定である」について、「設計変更を行う予定」では適切な入札ができません。この文章は、51頁「6.4.1.設計対象」に記載の「(前略)詳細設計に合わせ、変更契約を行う」が正解であるとの理解で宜しいでしょうか。その場合は本文の「予定である」を削除し、「設計変更を行う」とご訂正願えませんでしょうか。	入札説明書等において公表します。
6	3	第2章	5.							事業概要(2段落目)	「表内の開削工・推進工・水管橋の区分及び数量は(中略)詳細設計業務において確定し、設計変更を行う予定である」について、「設計変更を行う予定」では適切な入札ができません。この文章は、51頁「6.4.1.設計対象」に記載の「(前略)詳細設計に合わせ、変更契約を行う」が正解であるとの理解で宜しいでしょうか。その場合は本文の「予定である」を削除し、「設計変更を行う」とご訂正願えませんでしょうか。	ご理解のとおりです。「詳細設計に合わせ、変更契約を行う」に変更させていただきます。
7	3	第2章	5.						表1 表2	表1. 新浄水場整備の概要 表2. 場外施設整備の概要	「新浄水場整備、新浦上配水池、新導水ポンプ場(長与町)、第2浄水場の概要」について、これらの建設に伴い失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への流出を調整する機能を有した「雨水調整池」の設置は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。また、長崎市及び長与町の条例で雨水調整池の設置基準は無いとの理解で宜しいでしょうか。	事業開始後に、各管理者と事前協議を実施してください。
8	3	第2	5.						表10	新浄水場整備の概要	「施設能力 29,535m <sup>3</sup> /日」について、この水量は最大給水量であり、場内ロスは考慮されていないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	第2	5.						表10	新浄水場整備の概要	「浄水処理能力、前処理+膜ろ過」について、より良い技術提案のために本事業の基本設計で実施検討した、浄水フローの提示をお願いします。	提示の予定はありません。
10	3	第2	5.						表10	新浄水場整備の概要	「機械脱炭方式」について、本事業の基本設計で実施検討した脱炭機型式(例えば、短時間型加圧脱炭機)をご教示願います。	提示の予定はありません。
11	4	第2章	5.						表2	場外施設整備の概要	「長崎市整備分、新浦上配水池、取付道路整備等」について、この道路は、既設浄水場敷地境界から、新浦上配水池・新女の都ポンプ場を結ぶ連絡道路との理解しますが、整備内容として入札公告に明示いただけるのでしょうか。	入札説明書等において公表します。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
12	4	第2章	5.						表2	主要な施設(長崎市整備分)	「新浦上配水池、土木設備」について、本土土木設備への要求水準は、有効容量が3,000m3の水槽を2池有すること、かつ14頁(2)「①水道施設設計指針」に示された内容に準じるものとし、新設する新配水池(土木施設)の基数と構造は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	配水池は2池建設することとし、1池構造を仕切り壁等で2槽構造とすることは不可とします。詳細は入札説明書等において公表します。
13	4	第2章	5.						表2	主要な施設(長崎市整備分)	「新浦上配水池、取付道路整備等」について、取付道路整備等とは、別紙4-2「1.3 図1.3-1」に記載の2路線(赤線部分)の整備であるとの理解で宜しいでしょうか。また、取付道路整備等の「等」は何を指しているのかご教示願います。	入札説明書等において公表します。
14	4	第2	5.						表2	主要な施設(長与町整備分)	「東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池の場内配管整備」について、この場内配管整備に6頁、表3 場外管路整備の「長与町単独整備分:⑥⑦⑧( )内記載の分岐 M・O・Q」の不断水分岐は含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「場外管路整備の概要」について、開削工・推進工の施工条件や水管橋の設計標準図は入札公告で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	公表の予定はございません。
16	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「表3に記載の停水分岐」について、この作業は局と協議後に停水分岐を行い、バルブ閉止・フランジ止め後、既設管残置とするとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
17	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「共同整備分、※新導水ポンプ場(浦上)は別事業で整備を予定している」について、別事業による工事遅延等で本工事の工期が遅れた場合は、工期延長・設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
18	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長崎市単独整備分、⑥新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F」について、発注者が設定した基本計画の「不断水分岐・緊急遮断弁」の基本的な用途及び施工条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長与町単独整備分、③第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H」について、「北陽台配水池内制御弁室、連絡配管」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	5	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要(共同整備分)	「※新導水ポンプ場(浦上)は別事業で整備を予定している」について、当該事業の施工計画を立案するために調整すべき重要な別事業と考えます。この別事業に関する詳細な情報は、本質問の回答時に頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
21	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長与町単独整備分、④第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 J」について、「第3配水池内制御弁室、連絡配管」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長与町単独整備分、⑤北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K」について、「第5配水池内制御弁室、連絡配管」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長与町単独整備分、⑥新浄水場～東高田2号配水池場内」について、「東高田2号配水池内制御弁室、連絡配管 ※東高田2号配水池系への緊急用連絡管含む(接続箇所 東高田2号配水池既設配水池管 分岐 M 不断水分岐)」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
24	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長と町単独整備分、⑦新浄水場～南陽台高部配水池場内」について、「南陽台高部配水池内制御弁室、連絡配管 ※南陽台高部配水池系への緊急用連絡管含む(接続箇所 南陽台高部配水池 既設配水池管 分岐 O 不断水分岐)」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要	「長と町単独整備分、⑧新浄水場～まなび野高部配水池 P」について、「まなび野高部配水池内制御弁室、連絡配管 ※まなび野高部配水池系への緊急用連絡管含む(接続箇所 まなび野高部配水池 既設配水池管 分岐 Q 不断水分岐)」は、場外管路整備工事に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、本業務の施工条件は、入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要(長と町整備分)	「⑥⑦⑧記載の※(接続箇所 分岐M・O・Qの不断水分岐)」について、ここで記載の不断水分岐は、場外管路整備の対象範囲内であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	6	第2章	5.						表3	場外管路整備の概要(長と町整備分)	「整備区分:長と町単独整備分③～⑧」について、入札価格を適正に算出するため、ここに記載の各制御弁室及び連絡配管の種類、寸法、布設延長が把握できる数量・図面(平面図、縦横断面図、施工断面図)は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	7	第2章	6.	1.					表4	対象業務(調査・設計業務)	「表4 対象業務(調査・設計業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第5章 調査業務」と「第6章 設計業務のうち、6.1.本業務の内容、6.2.新浄水場設計」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	7	第2章	6.	1.					表4	対象業務(調査・設計業務)	「各種申請書類作成等業務」について、発注者名で申請する申請費は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	費用が発生する申請を想定しておりません。
30	7	第2章	6.	1.					表4	対象業務(建設業務)	「表4 対象業務(建設業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第7章 建設業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	7	第2章	6.	1.					表4	対象業務(運転管理業務)	「表4 対象業務(運転管理業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第8章 運転管理業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	7	第2	6.	1.					表4	対象業務(運転管理業務) 光熱費燃料等の調達管理業務	「新浄水場及び新設場外施設の維持管理及び運転管理に必要な(後略)」についてとありますが、本文は新設場外施設の運転維持管理に必要な電気、水、通信及び燃料の調達も対象業務のように読み取れます。表4は新浄水場に関する業務であるため、表中の「新設場外施設」は誤記という理解でよろしいでしょうか。	誤記となります。要求水準書の記述は修正いたします。
33	8	第2章	6.	1.						新浄水場整備及び運転維持管理業務	「保守管理」について、場内配管の保守管理においては目視で確認可能な配管との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	8	第2章	6.	1.					表4	対象業務(保守管理業務)	「表4 対象業務(保守管理業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第9章 保守管理業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	8	第2	6.	1.					表4	対象業務(保守管理業務)修繕業務	「保守管理業務及び修繕業務」について、新施設・設備の更新計画策定業務は、別途設計コンサルタントの費用を見込むという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
36	8	第2章	6.	1.					表4	対象業務(長期更新計画策定業務)	「表4 対象業務(長期更新計画策定業務)」について、ここに記載の概要の内容は、21頁「3.5.長期更新計画の策定」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	8	第2章	6.	1.					表5	業務対象範囲(共同整備分)	「場内配管の保守管理」について、保守管理する場内配管は、目視点検が可能な地上及び各施設の室内配管を示しており、場内に埋設する配管や施設の屋根裏配管など目視点検が不可能な配管は対象外とし、場内配管の運転管理で不具合が生じた際の対応(原因が埋設配管の場合)のみを対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	基本的な考え方はご理解のとおりですが、維持管理がしやすい提案を求めます。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
38	9	第2章	6.	2.					表6	対象業務(調査・設計業務)	「表6 対象業務(調査・設計業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第5章 調査業務」と「第6章 設計業務のうち、6.1.本業務の内容、6.3.場外施設設計」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	9	第2章	6.	2.					表6	対象業務(建設業務)	「表6 対象業務(建設業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第7章 建設業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	9	第2章	6.	2.					表6	対象業務(保守管理業務)	「表6 対象業務(保守管理業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第9章 保守管理業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	9	第2章	6.	2.					表6	対象業務(長期更新計画策定業務)	「表6 対象業務(長期更新計画策定業務)」について、ここに記載の概要の内容は、21頁「3.5.長期更新計画の策定」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	10	第2章	6.	2.					表7	業務対象範囲	「※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR 長崎トンネル湧水取水ポンプ、新導水ポンプ場(浦上)等)は本事業の対象外であり、別事業として整備を予定している」について、別事業の工事遅延で本工程が遅れた場合は、工期延長・設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表 をご参照ください
43	10	第2章	6.	2.					表7	業務対象範囲(欄外※1)	「※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR 長崎トンネル湧水取水ポンプ、新導水ポンプ場(浦上)等)は本事業の対象外であり、別事業として整備を予定している」について、全体工程把握のため、これら別事業の具体的な完成時期をご教示願います。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
44	10	第2章	6.	2.					表7	業務対象範囲(欄外※1)	「※1:(前略)導水施設の運転管理、保守管理業務については本事業と一体で行うことが望ましいため、整備完了後、運転維持管理業務を事業者と随意契約する予定である」について、この随時契約は発注者と「事業者が構成するSPC」との間で締結するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	11	第2章	6.	3.					表8	対象業務	「試運転調整、切替え対応業務」について、発注時の予定価格の区分において管路整備業務としては、敷地内配管との接続までが切替対象業務であるとの理解で宜しいでしょうか。また、切替業務におけるバルブ開閉操作などの業務は発注者側の責において操作されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、敷地境界を業務分界点とします。後段については、新浄水場内は事業者の責において、場外施設及び管路は発注者側の責において操作するものとします。
46	11	第2章	6.	3.					表8	対象業務(調査・設計業務)	「表8 対象業務(調査・設計業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第5章 調査業務」と「第6章 設計業務のうち、6.1.本業務の内容、6.4.場外管路設計」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	11	第2章	6.	3.					表8	対象業務(建設業務)	「表8 対象業務(建設業務)」について、ここに記載の対象業務及び概要の内容は、「第7章 建設業務」に記載の内容を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	12	第2章	7.	1.					別紙2	工事区域及び維持管理区域	「工事区域(別紙2 新浄水場用地計画図)」の新浄水場工事区域の直上流に位置する西部道ノ尾流量調整池敷地内を工事車両の通行路として使用することは可能でしょうか。可能である場合には、橋梁の通行車両重量制限をご提示いただけますか。	通行することはできません。
49	12	第2章	7.	1.					別紙2	工事区域及び維持管理区域	「工事区域(別紙2 新浄水場用地計画図)」の新浄水場工事区域の直上流に位置する西部道ノ尾流量調整池敷地内に「現場事務所用地、資材仮置きヤード及び工事車両の駐車場」を設置することは可能でしょうか。	事業用地内に設置することは可能です。ただし、事業者の責において実施してください。
50	12	第2章	7.	1.					別紙2	工事区域及び維持管理区域	「工事区域(別紙2 新浄水場用地計画図)」の新浄水場工事区域の直上流に位置する西部道ノ尾流量調整池敷地内に「現場事務所用地、資材仮置きヤード及び工事車両の駐車場」を設置して使用することは可能でしょうか。	使用することはできません。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
51	12	第2章	7.	1.					別紙2	工事区域及び維持管理区域	「工事区域(別紙2 新浄水場用地計画図)」の新浄水場工事区域の直上流に位置する西部道ノ尾流量調整池敷地内を使用可能である場合、そこには現在、マンホール蓋等の材料が仮置きされています。これらを別の場所に移動する等の対応は発注者と協議できますか。	No.50をご参照ください。
52	12	第2	7.	1.					別紙2	工事区域及び維持管理区域	「工事区域(別紙2 新浄水場用地計画図)」について、発注者の方で、別紙2に示された箇所付近で現場事務所や作業者休憩所の用途で使用できる仮施設を設置できる用地はあるでしょうか(旧北部下水敷地内の建設予定範囲以外の調整地付近など)。	提示の予定はありません。
53	12	第2章	7.	1.						工事区域及び維持管理区域	「用地の調達に際しては、本市町と事業者の両方で協力して交渉し、近隣での調達が不可能な場合の費用負担については協議とする」について、費用負担が発生した場合、設計変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	協議の対象ではありません。要求水準書の記述は修正いたします。
54	12	第2	7.	1.						工事区域及び維持管理区域(2段落目)	「基本契約締結から(中略)、事業者において実施すること」とありますが、事業者が用地を安全管理のために閉塞した時点からの管理という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。
55	12	第2	7.	1.						工事区域及び維持管理区域(2段落目)	「基本契約締結から(中略)、事業者において実施すること」とありますが、事業者に引き渡される際は、除草作業が実施完了された状態で引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。また除草の頻度は事業者の判断によるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については現状引き渡しとなります。後段についてはご理解のとおりです。
56	12	第2	7.	1.						工事区域及び維持管理区域(2段落目)	「基本契約締結から(中略)、事業者において実施すること」とありますが、除草の頻度は事業者の判断によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	12	第2章	7.	2.					別紙3	新設施設の立地条件	「別紙3 建設用地及び敷地面積と用地の制限 ①新浄水場、土壌汚染」の「土壌汚染調査は不要であるが、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届け出を行うこと」について、この「一定規模」の規模及び「土地の形質変更」に該当する形質変更の内容を具体的に教えてください。	土壌汚染対策法に準ずるものとします。
58	12	第2章	7.	2.	(1)					土質の状況	「別紙4に示すとおり」について、入札後の新たな調査等により、別紙4に示される地層想定図、地盤条件が変更となった場合、それに起因する工事費の増加は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
59	13	第2章	9							事業期間	設計及び建設工事期間が令和15年3月31日までとありますが、設計期間の事業者提案で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
60	13	第2章	9.						表10	事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間」について、コスト縮減、工程短縮の観点から、建築確認申請に含まない造成工事や準備工事は、本市町との協議が成立したのから工事着手して良いとの理解で宜しいでしょうか。	詳細設計後の単価合意をしたものについて、工事着手を認めます。
61	13	第2章	9.						表10	事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間」について、「①新浄水場、②場外施設、③場外管路整備」の3つ各々で個別に対象の設計が完了し、発注者の承諾を得ることができた場合は、各々個別の対象工事について、承諾を得た工事に順に着手できるという理解で宜しいでしょうか。	詳細設計後の単価合意をしたものについて、工事着手を認めます。
62	13	第2	9.						表10	事業スケジュール(計画)	「運転維持管理期間は、全量通水開始後15年間とする」とありますが、全量通水開始の定義をご提示いただけないでしょうか。(例えば1,230.6m <sup>3</sup> /時(29,535m <sup>3</sup> /日÷24時間/日)を1時間以上送水確認した時点など)。	入札説明書等において公表します。
63	13	第2	9.						表10	事業スケジュール(計画)	「運転維持管理期間は、全量通水開始後15年間とする」とありますが、基本設計時に計画した「既設浄水場から新設浄水場への切替手順及び、期間」のご提示をお願いします。	提示の予定はありません。
64	13	第2章	10.							遵守すべき関係法令等	「関係法令等の遵守」について、本事業では法令、条例の扱いや見解が諸官庁によって異なることが予測されます。事業リスクを低減するため、各々の協議を事前実施にすることは可能でしょうか。また、不可である場合は、受注後の協議が発生した事業者負担は本市町の負担との理解で宜しいでしょうか。	前段については、回答を差し控えさせていただきます。後段については、実施方針 別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
65	14	第2章	10	(2) (3)						指針及び各種基準等仕様書等	各指針及び仕様書等は「入札説明書等公表時点において最新版を適用」とありますが、基本設計業務完了後に改定・変更が生じ、詳細設計に反映する必要がある場合は、設計変更の対象になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
66	14	第2章	10	(2) (3)						指針及び各種基準等仕様書等	各指針及び仕様書等は「入札説明書等公表時点において最新版を適用」とありますが、詳細設計業務完了後～工事着手前に改定・変更が生じ、詳細設計時点で立ち戻って設計内容を見直す必要がある場合は、設計変更の対象になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	14	第2章	10.	(2)						指針及び各種基準等	「本事業に適用する本市町の技術基準等」について、構築する建築物への環境認証基準(CASBEE、ZEB、LEEDなど)には対応しないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	14	第2章	10.	(2)						指針及び各種基準等	「本事業に適用する本市町の技術基準等」について、構築する建築物への環境認証基準(CASBEE、ZEB、LEEDなど)の適用が求められる場合は、そのクラスをご教示願います。また、その場合に必要となる設備整備費用および申請に必要な費用(検討費用含)については、発注準備段階の予定価格に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	No.67をご参照ください。
69	14	第2章	10.	(2) (3)						(2)指針及び各種基準等 (3)仕様書等	「入札説明書等公表時点において最新版を適用する」について、「各指針及び各種基準等、仕様書等」で適用する最新版の各年号(●●年度●月版)は、入札説明書にご記載頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	記載の予定はありません。入札説明書等公表時点において最新版を適用願います。
70	14	第2章	10.	(2) (3)						(2)指針及び各種基準等 (3)仕様書等	「入札説明書等公表時点において最新版を適用する」について、入札説明書等公表時点とは、実施方針の14頁、2(1)募集及び選定スケジュールに記載の令和7年4月上旬時点との理解で宜しいでしょうか。また、それ以降で指針及び各種基準、仕様書等が変更となり、それらに応じた設計見直しが発生する場合は、設計変更対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No.66をご参照ください。
71	14	第2	10.	(3)						仕様書等	「各仕様書」について、ご提示されている各仕様書に優先順位はあるでしょうか。	個別事由については、都度協議となります。
72	15	第2章	11							健康診断	浄水場や配水池に立ち入る予定のない(例:場外管路の設計及び施工担当)事業者は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	15	第2章	11							健康診断	腸管検査は、設計も含め、関係従事者全員が対象でしょうか。	No.72をご参照下さい。
74	15	第2章	11.							健康診断	・・・検査に従事者等に行わせ、その結果を本市に提出することと有りますが、これを対象とする従事者の具体的な範囲はご提示いただけますでしょうか。	No.72をご参照下さい。
75	15	第2章	11.							健康診断	「健康診断」について、腸管検査は設計企業も含め、関係従事者の全員が対象との理解で宜しいでしょうか。関係従事者において対象外となる者をご教示願います。	No.72をご参照下さい。
76	15	第2章	11.							健康診断	「事業者は、本事業開始前に1回(中略)の検査に従事者等に行わせ、その結果を本市に提出すること」について、これは、既設で運用中の浄水場や配水池に立ち入る従事者を対象としており、新設用地箇所については建設期間が含まれておらず、試運転期間から適用されるという理解でよろしいでしょうか。	建設期間も含まれます。 要求基準書を修正します。
77	15	第2	11							健康診断	{事業者は、本事業開始前に(中略)検査に従事者等に行わせ、その結果を本市に提出すること。とありますが、検査対象者は事業者のうち既設浄水場または新浄水場に入場する者(入場する可能性のある者を含む)に限定されると考えてよろしいでしょうか。またその場合、連続〇日以上や、〇回/月以上入場する者等の条件があればご教示願います。	前段についてはNo.72をご参照ください。 後段については都度協議となります。
78	16	第3章	1.							事業者に求める役割	「関連事業(長崎水害緊急ダム事業、長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業)との調整が必要」について、この関連事業内容・工期関係は、本事業に対して多大な影響があります。本事業の検討資料として、関連事業の事業内容・工期などの資料は、入札説明書でご提示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
79	16	第3章	1.							事業者に求める役割(2段落目)	「省エネ型機器や太陽光発電等の(中略)、新しい整備手法等の積極的な導入を期待」について、これらの太陽光発電設備や創エネ対策を提案した場合、入札価格のインシャルコストが上がります。これを15年間の運転維持管理費とのランニングコストで相殺して入札価格のコストダウンを提案した場合、建設工事費の入札価格が予定価格超過となる恐れがあります。新浄水場の入札価格は、設計・建設・運転維持管理のトータルでコストダウンを図れば良いとの理解で宜しいでしょうか。	新浄水場の入札価格は、設計・建設・運転維持管理のトータルでコストダウンを図ることを求めます。
80	17	第3章	1							事業者に求める役割	「⑤ 施設配置・計画」について、市道住吉町高田郷線の歩道を拡幅する計画がある記載がありますが、場外管路の占用位置の計画や、当該区間の場外管路の工事時期に影響があるため、拡幅する具体的な区間・時期及び拡幅寸法が分かる計画平面図は、入札説明書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	施工時期、拡幅寸法については入札説明書等において提示します。
81	17	第3章	2.							統括責任者の配置及び役割	「統括責任者の配置」について、統括責任者は現場代理人又は監理技術者と兼務することは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	17	第3章	2.	②						本市町との調整「・」の2つ目	「本市町の意見や要望等を踏まえ、要求水準書や提案書に記載のない事項の提案等を本市町と事業者との協議のうえ決定すること」について、要求水準書や提案書に記載のない事項は、設計変更対象又は施工承諾で対応するという理解で宜しいでしょうか。また、要求水準書や提案書に記載のある事項についても、同様に対応するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、個別の事由によるため、協議によるものとし、回答は差し控させていただきます。後段については、ご質問の意図を図りかねます。
83	18	第3章	3	1						有資格者の配置 調査・設計業務	設計及び建設工事期間が約7ヶ年と長期間にわたるため、期間中に、人事、傷病、家庭環境の理由により、調査・設計業務統括責任者や管理技術者を変更することは可能でしょうか。	やむを得ない事由による変更は認められます。ただし、業務に支障を及ぼす頻繁な変更を避けることを求めます。
84	18	第3章	3.	1.						調査・設計業務	「調査・設計業務を複数企業で分担(中略)統括する調査・設計業務統括責任者を配置」について、新浄水場、新浄水場外施設ともに建築物がありますが、建築物の設計および工事監理に対する一級建築士資格者の位置付けをご教示願います(建築一式工事に対しては一級建築士の立ち位置の記載有り)。	ご質問の意図を図りかねますので、回答は差し控させていただきます。
85	18	第3章	3	1	①					有資格者の配置 調査・設計業務	新浄水場及び場外施設の設計を担う管理技術者は、公称能力5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場の詳細設計業務実績を有すること。とありますが、技術担当者での実績でも問題ないでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	18	第3章	3	1	①					有資格者の配置 調査・設計業務	場外管路の設計を担う管理技術者は、口径φ400mm以上の上水道管路における詳細設計業務実績を有すること。とありますが、技術担当者での実績でも問題ないでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	18	第3章	3	1	①					有資格者の配置 調査・設計業務	建築設計を建築設計企業として設計共同企業体を構成する場合、建築設計においても管理技術者と照査技術者の配置を想定しています。この場合、建築設計企業は1級建築士があれば、管理技術者および照査技術者の有資格者要件について、①管理技術者、②照査技術者に示す有資格者条件は不要という理解で宜しいでしょうか。	建築設計についてはご理解のとおりです。
88	18	第3章	3.	1.	①					管理技術者(2段落目)	「新浄水場及び場外施設の設計を担う管理技術者は(中略)浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場の詳細設計業務実績を有すること」について、新浄水場施設の浄水処理方式は事業者提案による変更が認められています。よって、管理技術者の要件においても、膜ろ過方式を限定せずに「5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有する浄水場の詳細設計業務実績」へ変更して頂くことは可能でしょうか。	提案する浄水方式において、5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有する浄水場の詳細設計業務実績を求めるとし、記述内容は修正します。
89	19	第3章	3.	2.						建設業務	「監理技術者又は主任技術者を各工事種別の現場施工期間中に工事現場に専任で配置する」について、監理技術者は、設計期間中は製作期間の非専任監理技術者の配置とし、現場施工期間の開始前に専任の配置技術者への変更が可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	19	第3	3.	2.						建設業務	「監理技術者又は主任技術者を各工事種別の現場施工期間中に工事現場に専任で配置する」について、本事業は長期間に渡るため、設計、製作期間に配置した監理技術者を、現場施工期間の前に変更が可能という理解で宜しいでしょうか。	No.83をご参照ください。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
91	19	第3章	3.	2.	①②					建設業務	「①土木一式工事、②建築一式工事の主任技術者の配置」について、「入札説明書の土木又は建築一式工事に係る応募資格要件をすべて満たす企業の者」とは、甲型JVを組成する地元企業が「実施方針(案)22頁の(工)工事企業(土木建築)の施工実績」を有していなくても、この施工実績について、「実施方針(案)21頁の同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」に該当していれば、地元企業の職員も主任技術者として配置できるとの理解で宜しいでしょうか。	主任技術者として配置できますが、代表企業は施工実績を有しており監理技術者を配置願います。
92	21	第3章	5							長期更新計画の策定	「事業者は～、保守管理業務期間及び保守管理業務完了後10年間を期間とする設備の長期更新計画を立案すること」にあたり、長期更新計画の提出時期をご教示願います。	保守管理業務開始前、保守管理業務5年目、10年目、15年目です。ただし、保守管理業務開始後は、長期更新計画(改定版)として提出するものとします。
93	21	第3章	5							長期更新計画の策定	長期更新計画の策定について、計画書に対する要求事項は、入札説明書でご教示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)3.5で要求する事項となります。
94	21	第3章	4	2						事業者によるセルフモニタリングの実施	セルフモニタリング計画書において、発注者の確認を得た後に、発注者からセルフモニタリングの内容の追加指示があった場合、別途精算対象として設計変更協議を行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
95	21	第3	6.							他事業との調整	「ただし、他事業の調整に際しては、本市町と事業者で協力して交渉・調整する」について、交渉・調整結果により、事業者の責任によらず、当初の技術提案内容、工程、引渡し時期に変更や遅れが発生した場合は、工程変更及びそれに伴う費用を設計変更として認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
96	22	第3章	6.							他事業との調整	関連事業(長崎水害緊急ダム事業、長崎市都市計画事業 高田南土地区画整理事業)の事業内容・工期関係で、本事業に対し、多大な影響があります。検討資料として、関連事業の事業内容・工期などの資料の公表はあるのでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
97	22	第3章	6.							他事業との調整	本事業の工程計画にあたり、他事業(長崎水害緊急ダム事業、長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業)との工程調整計画が必要となります。他事業の工程計画を本質問の回答でご提示頂くことは可能でしょうか。	提示の予定はありません。
98	23	第4章	3	1						処理水量	計画一日最大給水量29,535m <sup>3</sup> /日に対し、水利使用可能水量が39,500m <sup>3</sup> /日と大きく上回っていますが、各水源の取水比率、取水量は事業提案で宜しいでしょうか。	事業者提案としますが、基本的な運用としては、萱瀬ダム、JR長崎トンネル湧水を優先的に使用し、浦上ダム水源で調整する想定としています。
99	23	第4章	3	1						処理水量	計画一日最大給水量29,535m <sup>3</sup> /日は、送水する水量(浄水ロスを差し引いた水量)でしょうか。	送水する水量(浄水ロスを差し引いた水量)です。
100	23	第4章	3	1						処理水量	計画一日最大給水量29,535m <sup>3</sup> /日を超える水量は考慮しないことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	23	第4章	3	1						処理水量	表1新浄水場整備の概要では施設能力29,535m <sup>3</sup> /日と、計画一日最大給水量29,535m <sup>3</sup> /日と同値となっています。浄水ロスを見込むと、29,535m <sup>3</sup> /日を超える浄水能力となると判断されますが、原水ベース29,535m <sup>3</sup> /日の処理能力で宜しいでしょうか。	計画一日最大給水量29,535m <sup>3</sup> /日は、送水する水量(浄水ロスを差し引いた水量)です。
102	25	第4	3.	2.					表12	原水水質引渡し条件及び浄水要求水質値(注1)	「(注1)残留塩素の水質要求水準は、0.5～2.0mg/Lの間で両市町が指定する濃度の±0.05mg/Lの範囲にすること」について、浄水池出口における残留塩素濃度を両市町が設定した濃度にするという理解でよろしいでしょうか。また、この解釈が正しい場合の「両市町が指定する濃度」が、残留塩素濃度設定では、長崎市用浄水と長与町浄水とで浄水池を分割する必要が生じ合理的ではないため、両市町とも同じ残留塩素濃度を指定するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、ご理解のとおりです。
103	25	第4	3.	2.					表12	原水水質引渡し条件及び浄水要求水質値	「表12に記載された原水水質引渡し条件」について、これは萱瀬ダム、浦上ダム及びJR湧水の各原水を混合した水(別紙5、用語の定義より)とのことですが、表12に示された各原水水質引渡し条件の数値の基となった各水源の水量割合は、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	No.98を参照ください。



No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
104	26	第4	3.	2.					表13	原水水質引渡し条件	「表13 原水水質引渡し条件(pH値等の範囲)」について、浄水処理に発生する汚泥量算出のため、濁度のSS換算係数はご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
105	26	第4	3.	2.					表13	原水水質引渡し条件	「表13 原水水質引渡し条件(pH値等の範囲)」について、「最高」、「最低」の継続時間は24時間、「時間最高」の継続時間は1時間という理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
106	26	第4章	3.	3.					表14	耐震性能	「土木構造物、要求する耐震性能」について、長与町第2浄水場に増設する天日乾燥床は「重要度：ランクA1での設計」に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	26	第4章	3	3						耐震性能	長与町第2浄水場に増設する天日乾燥床は重要度：ランクA1での設計に該当しないことで宜しいでしょうか。	No.106をご参照ください。
108	26	第4	3.	4.						構造物及び設備の耐用年数	「別紙9」について、更新時期の起算日は、運転維持管理期間開始日からの期間という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	26	第4	3.	4.						構造物及び設備の耐用年数	別紙9に示された更新時期はあくまでも目安で、事業者の保守管理による定期点検で性能が保持できていると事業者が判断する場合は、耐用年数を超えての使用も可能という理解で宜しいでしょうか。	発注者及び事業者双方の協議によります。
110	27	第4章	4.3.4							構造物及び設備の耐用年数	「構造物及び設備の耐用年数は、別紙9に示す構造物及び設備の「更新時期」を考慮した上で構造・設備仕様を選定すること。これに定めのない項目として地方公営企業法施行規則別表第2回号の耐用年数に準じるものとする。」とあります。同別表の細目を確認しましたが、塗装や防水について記載がありませんでした。塗装や防水について、どのくらいの耐用年数をお考えでしょうか。ご提示いただきました耐用年数が経過した場合、維持管理が必要との判断でしょうか。又それに対する費用は計上されていますでしょうか。未計上の場合、協議対象となりますでしょうか。	前段について、耐用年数は15年とします。耐用年数が経過した後に必ずしも維持管理が必要とは考えておりません。また、協議対象外といたします。
111	27	第4章	3.	5.						本事業期間終了時における本施設の状態	「著しい損傷がない状態(事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態)で、本市町へ引き渡すものとする」について、これは部分竣工し中間完了検査を受けたものは、中間完了検査後から民法上で示す瑕疵担保期間とするとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
112	27	第4	3.	5						本事業期間終了時における本施設の状態	「(前略)。なお、膜モジュールについては、事業完了後も事業者が策定する運転管理マニュアルに沿った適正な運転管理が行われることを前提とし、事業期間終了後から5年以内で交換の必要が発生した場合は、事業者にて無償で交換すること。」とありますが、事業期間終了後の事業期間とは要求水準書P13表10に示された「全量通水開始後の運転維持管理期間15年間」を指すという理解でよろしいでしょうか。また、膜交換の最小単位は事業者が提案する膜ろ過装置に応じるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、膜交換の最小単位が1エレメントの場合は、1エレメント毎に交換という理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
113	28	第5章	1.							③地下埋設物調査	場外管路の試掘調査について、試掘ヶ所・延長・規模等の公開はあるのでしょうか。	公表の予定はございません。
114	28	第5章	1.	(1)						各種調査業務の実施にあたっての留意事項①	場外管路の試掘調査について、試掘ヶ所・延長・規模等の公開はあるのでしょうか。	No.113をご参照ください。
115	28	第5章	1.	③						各種調査業務	新浄水場、場外施設及び場外管路整備における各々の地下埋設物調査範囲は、入札説明書でご提示頂けますか。また、発注者の基本設計では、どの程度の地下埋設物調査を見込まれていますか。	前段については、提示の予定はありません。後段については、予定価格に係る情報は非公表とします。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
116	28	第5章	1.	③						各種調査業務	③地下埋設物調査の試験掘りの数量(箇所数、1箇所当りの延長、標準断面(幅、延長、深さ)など、予定価格で見込まれた参考図は施工検討資料として、入札説明書でご提示いただけますか。	公表の予定はございません。
117	28	第5章	1.	③						各種調査業務	「③地下埋設物調査」について、新浄水場及び場外施設(場外管路整備業務範囲外)の周辺道路の埋設物の情報は、入札説明書又はその他図書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、入札後に明らかになった埋設物が工事の支障となる場合、それに起因する工事費の増加及び工期の延伸は、設計変更協議の対象という理解で宜しいでしょうか。	前段について、公表の予定はございません。後段については、実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
118	28	第5章	1.	⑧						各種調査業務	「⑧上記のほか、本事業を行うにあたって必要な調査」について、①新浄水場、②場外施設、③場外管路の調査業務において、上記のほかにもどのような業務を想定され、入札価格に見込んでいるのかご教示願います。また、記載以上の想定がない場合は、⑧を削除願います。	事業者側のリスク管理の考え方により調査業務の内容は変化するものと考えておりますので、⑧は当該内容を想定いただければと存じます。入札価格についてはご回答できません。
119	28	第5章	1.	(1)	①					各種調査業務の留意事項	「①地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行うこと」について、「現況図面」は本事業の計画や入札コストに影響するため、全てを本質問への回答時に開示又は配布して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	現在本市町が把握している資料については、入札公告時に公表します。
120	28	第5章	1.	(1)	① ③					各種調査業務の留意事項	「留意事項①、③」について、①で埋設位置図を作成し、③での貸出する既存図面と照合した結果、差異が生じた場合は協議資料を元に設計変更協議の対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	既存図面及び現地調査で作成した埋設位置図の変更は事業者の責となります。実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
121	28	第5章	1.	(2)	①					埋設構造物撤去及び造成	「①本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙7に示す通り、地下に埋設物が残存している」について、別紙7には躯体のみが示されています。躯体以外の既設配管や支障物が残存していた場合、その撤去費用は設計変更の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
122	28	第5章	1.	(2)	①					埋設構造物撤去及び造成	「①の別紙7」について、別紙7には躯体の寸法が示されていません。躯体の寸法が入った完成図は、その他図書又は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	28	第5章	1.	(2)	①					埋設構造物撤去及び造成	「留意事項①」について、新浄水場整備において、入札後の新たな調査により、別紙7に示される地層想定図、地盤条件が変更となった場合、それに起因する工事費の増加や工期の延長は設計変更協議の対象という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
124	28	第5章	1.	(2)	②					埋設構造物撤去及び造成	「②別紙8」について、別紙8-1、8-2、8-3で特別警戒区域、警戒区域を設定した際の「急傾斜地の崩壊区域調査」を入札説明書でご提示願います。	急傾斜地の崩壊区域調査は急傾斜地崩壊危険区域指定に係る図書です。建設予定地は土砂災害警戒区域には指定されていますが、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていませんので、ご質問の調査はありません。
125	28	第5章	1.	(2)	②					埋設構造物撤去及び造成	「②本工事中において、土砂災害対策の工事を行うこと」について、土砂災害対策とは、具体的には、「長崎県 特定開発行為許可申請マニュアル【急傾斜地崩壊技術基準案編】」に基づき対策を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	28	第5章	1.	(2)	②					埋設構造物撤去及び造成	「長与町第2浄水場の整備対象」について、入札説明書では、本施設における土砂対策範囲や対象施設をご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	28	第5章	1.	(2)	②					埋設構造物撤去及び造成	「②土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策とすること」について、新浄水場の構造物への影響を最優先に提案した場合、用地買収の必要性が生じた時は発注者側での対応と考え計画して宜しいでしょうか。	現用地内の計画で考えております。
128	28	第5章	1.	(2)	③					埋設構造物撤去及び造成	「③別紙8」について、別紙8-3に示されている新導水ポンプ場の位置について、河川協議は実施済みという理解で宜しいでしょうか。	事前協議として、資料収集の際に取水口位置変更を説明しています。従って、詳細設計時に詳細位置の協議が必要となります。
129	28	第5章	1.	(2)	③					埋設構造物撤去及び造成	「③本工事中において浸水対策工事を行うこと」について、浸水対策として護岸の嵩上げ等が必要となります。対象施設の敷地と隣接する区間の河川(大井手川、長与川)の縦・横断面、護岸構造図はその他図書又は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	護岸の嵩上げは行わないため、提示いたしません。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
130	28	第5章	1.	(2)	③					埋設構造物撤去及び造成	「長与町第2浄水場の整備対象」について、入札説明書では、本施設における浸水対策範囲や対象施設をご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	28	第5章	1.	(2)	③					埋設構造物撤去及び造成	「③本工事中において浸水対策工事を行うこと」について、浸水対策については事業者の提案とありますが盛土を行った場合、本事業は、都市計画法施行令第21条第1項第15号に規定する水道事業に該当し、水道法第3条第8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	28	第5章	1.	(2)	②③					埋設構造物撤去及び造成	「②③本工事中において土砂災害対策工事、浸水対策工事を行うこと」について、長与町の第2浄水場改良工事において、改良しない既存の各施設・設備は本事業の対象外であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
133	28	第5	1.	⑦						各種調査業務	「水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施すること」について、⑦水処理に関する実証試験内容については、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、変更認可の取得の際に、発注者の責により事業者が提案していた実証試験内容の変更が発生した場合、試験期間の延長や設計変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、実証試験内容は、発注者が国と事前協議を行います。後段については、実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
134	28	第5	1.	⑦						各種調査業務	「水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施すること」について、新浄水場は新たに建設するため、実証試験は、既存の浄水場で実施するケースが考えられます。その場合は、実証試験機を設置できるスペース、原水をご提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、ご提供が可能であれば、スペース及び場所をご提示願います。	個別事由については、都度協議となります。
135	28	第5	1.	⑦						各種調査業務	「水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施すること」について、実証試験に伴い発生する処理水、及び、排水の放流箇所はご指定頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	個別事由については、都度協議となります。
136	28	第5	1.	⑦						各種調査業務	「水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施すること」について、実証試験機の一次側電源を取得できる箇所はあるでしょうか。ある場合は、御支給いただけるという理解でしょうか。もしくは、使用電力に応じて事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	個別事由については、都度協議となります。
137	28	第5	1.	⑦						各種調査業務	「水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施すること」について、新浄水場は新たに建設するため、実証試験装置の設置場所、条件の指定が無い場合は、想定で見込んでおき、契約締結後の協議で決定した場所、条件次第では、設計変更を行うという理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
138	29	第5章	1.	(1)	④					埋設構造物撤去及び造成	「④調査が必要となった場合は本市が実施し、事業期間・事業費に影響がある場合については、本市の責任で対応するものとする」について、長与町の施設で必要性が生じた場合でも、長崎市の責任で対応するものとの理解で宜しいでしょうか。	市町の責で対応します。
139	29	第5章	2.							説明会等実施支援業務	「新浄水場の建設にあたり、周辺住民向けに本市町が実施する説明会等の支援を行うこと」について、入札価格を算出するため、発注者が基本計画時に見込んでいる住民説明会の対象と頻度、規模、内容及びその他想定される具体的な支援の内容をご提示願います。	提示の予定はありません。
140	29	第5章	2.							説明会等実施支援業務	「新浄水場の建設にあたり、周辺住民向けに本市町が実施する説明会等の支援を行うこと」について、説明会等の「等」には、他にどのような業務が想定されますでしょうか。また、支援する具体的な内容については入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、周辺住民、権利者、自治会向けに本市町が実施する説明会を想定しています。後段については、提示の予定はありません。
141	29	第5章	2.							説明会等実施支援業務	「新浄水場の建設にあたり、周辺住民向けに本市町が実施する説明会等の支援を行うこと」について、この住民説明会は発注者の責として実施するとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
142	29	第5章	2.							説明会等実施支援業務	「周辺住民向けに本市町が実施する説明会等の支援を行うこと」について、場外施設整備における公告前の住民説明(新配水池切土のり面法肩周辺の地元住民、新導水ポンプ場(長与町)周辺の地元住民、認定こども園、第2浄水場の道路橋・水管橋周辺の地元住民)は実施済み(本事業の実施そのものに関する地元合意形成の完了)であり、本事業を基本計画通りで施工する上では、住民からの反対が無いとの理解で宜しいでしょうか。また、この際の住民反対運動による工事の中断に起因する工期延伸や工事費の増大は、設計変更協議の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
143	30	第6章	1	2						詳細設計業務	事業者が発注者側に提出するデータのうち、内訳書についてはRIBICデータではなく、EXCELデータ(オリジナルデータ)及びPDFデータの提出とさせていただきますでしょうか。	建築のみRIBICデータの提出を求めます。(建築電気、建築機械を含む)
144	30	第6章	1	3						各種申請書類作成等業務	“各種申請書類等の作成、関係機関との協議等は、事業者が自己の責任において行うこと。(中略)本市町は資料の提出その他について可能な範囲で協力する”とありますが、事業者側はあくまでも資料作成支援および協議時の同行のみであり、発注者側の責務で協議を行うのではないのでしょうか。本文の修正をご検討願います。	前段については、事業者の責務と考えております。よって後段については、原文のとおりとします。
145	30	第6章	1	2						詳細設計業務	「内訳書は、オリジナルデータ及びRIBICデータとする」について、RIBICは建築の積算ソフトであるため、RIBICデータは建築のみ提出し、その他は、オリジナルデータのみとの見解でよいでしょうか。また、オリジナルデータはExcelで宜しいでしょうか。	No.143をご参照ください。
146	30	第6章	1.							本業務の内容	「会計検査用資料及び本市町が作成する交付金申請書の関係書類の作成等を行うものである」について、管路整備業務においては、完成・引渡し・検査書類ベースでの協力との理解で宜しいでしょうか。また、協力した出来高毎に工事引渡しとし、管路整備工事の履行保証期間は、その引渡し後の2年間であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。履行保証期間は、入札説明書等において公表します。
147	30	第6章	1.	4.						その他関連業務	「上記以外で必要となる業務について、本市町と協議の上、必要に応じて実施する」について、この業務は追加の設計変更対象業務との理解で宜しいでしょうか。	協議によって決定します。実施方針 別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
148	30	第6章	1.							本業務の内容	「会計検査用資料及び本市町が作成する交付金申請書の関係書類の作成等を行うものである」について、本建設業務においては、完成・引渡し・検査書類における協力と理解して宜しいでしょうか。また、協力した出来高毎に工事引渡しとし、その引渡し後の瑕疵担保期間は民法上の期間であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
149	30	第6章	1.	3.						各種申請書類作成等業務	「本事業の設計及び建設に必要な各種申請書類等の作成、関係機関との協議等は、事業者が自己の責任において行うこと」について、河川及び道路占用の協議を行う場合の責任もこれに該当するか、ご教示願います	ご理解のとおりです。
150	30	第6章	1.	4.						その他関連業務	「7頁の表4、9頁の表6、11頁の表8の各整備工事におけるその他関連業務のうち、事業変更認可に係る書類作成支援業務及びその他関連業務」について、本事業(①新浄水場、②場外施設、③場外管路)で、既に「市町が実施済の認可」と、受注後に事業者が実施又は支援する「新たに必要となる認可」は、入札説明書で全て(水利権や河川法第26条_工作物の新築等の許可などを含む)ご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
151	30	第6章	1.	4.						その他関連業務	「7頁の表4、9頁の表6、11頁の表8の各整備工事におけるその他関連業務のうち、事業変更認可に係る書類作成支援業務及びその他関連業務」について、本事業(①新浄水場、②場外施設、③場外管路)で、既に「市町が実施済の認可」に対し「変更認可」に該当する条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
152	30	第6章	1.	4.						その他関連業務	「7頁の表4、9頁の表6、11頁の表8の各整備工事におけるその他関連業務のうち、事業変更認可に係る書類作成支援業務及びその他関連業務」について、本事業(①新浄水場、②場外施設、③場外管路)で、河川接続等に伴う水利権の協議も事業者側の業務に含まれるのでしょうか。また、事業者側の業務に含まれる場合、その費用(水利権の担保)は発注者側の負担との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
153	31	第6章	2.	1.	①					設計対象	「新浄水場設計のうち、①埋設構造物及び造成」について、撤去対象の既設構造物(下水処理場基礎)を仮設物(新設構造物用の土留め壁)として活用する場合、既存構造物の壁や底版は残置しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	31	第6章	2.	1.	①					設計対象	「新浄水場設計のうち、①埋設構造物及び造成」について、新浄水場建設工事に使用する工事用水(例えば、建屋基礎を地盤改良を採用した場合に使用する練り混ぜ水)は建設用地に隣接する河川から取水可能と考えて宜しいでしょうか。	不可です。
155	32	第6章	2.	2.	⑦					新浄水場設計共通事項⑦	「水道施設は危機耐性を考慮し、(中略)想定外の規模の事象から被災シナリオを設定し、浄水場が危機的な状況(長期間の給水停止等)に陥る可能性が小さくなるように、対策を検討すること」について、被災シナリオの想定規模によっては、計り知れない対策が必要となり、入札価格に影響します。記載事項に基づき、発注者が発注準備段階で想定された対策または具体的な設計基準は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。事業者の提案といたします。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
156	32	第6	2.	2.	⑦					新浄水場設計共通事項⑦	「水道施設は危機耐性を考慮し、(中略)被災シナリオを設定し、浄水場が危機的な状況(長期間の給水停止等)に陥る可能性が小さくなるように、対策を検討すること」について、長期間の給水停止の具体的な日数のご提示をお願いします。	提示の予定はありません。事業者の提案といたします。
157	33	第6	2.	2.	⑫					新浄水場設計共通事項⑫	「⑫機械電気設備等は、原則として屋内に収納」について、事業者提案において性能及び維持管理性を検討した結果、機械電気設備等の屋外設置を提案することは認められるとの理解で宜しいでしょうか。	記載のとおりです。
158	33	第6	2.	3.	(1)	①				着水井設計	キャビテーション検討及び、キャビテーション対策を行うこととありますが、キャビテーション発生確認のためには、導水圧力の設定や着水井水位の設定が必要となります。導水管の新浄水場場内における圧損、及び着水井水位は事業者提案による理解しますが、新浄水場用地敷地境界線における、新導水施設導水管、萱瀬ダム導水管それぞれの、導水圧力の数値をご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等において公表します。
159	33	第6	2.	3.	(1)	②				着水井設計	電磁流量計を設けることとありますが、必要直管距離が確保できれば超音波式流量計を提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	33	第6章	2	2	⑨					新浄水場設計共通事項⑨	「⑨施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとする」とありますが防水塗装を行う水槽をご教示願います。また、水槽の防食塗装は土木躯体となることから、本事業における保守管理対象外であり、補修の必要性が生じた場合は別途工事との理解でよろしいでしょうか。	本事業で新設整備する全ての水槽を対象とします。ただし、水槽の防食塗装は保守管理対象外です。
161	33	第6章	2	2	⑬					新浄水場設計共通事項	⑬省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入・・・、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案すること。とありますが、本事業にて設置する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	必ずしも設置を求めるものではありませんが、導入について期待をしております。
162	33	第6章	2.	2.	⑬					新浄水場設計共通事項⑬	「⑬(前略)エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案すること」について、建物或いは施設として取得するCASBEE、BELS(ZEB)、LEED等の環境認証は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	33	第6章	2.	2.	⑬					新浄水場設計共通事項⑬	「⑬(前略)新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案すること」について、16頁「3.1 事業者に求める役割」では、「導入について提案すること」ではなく、「導入を期待する」とされています。これらの省エネ対策を検討した結果、イニシャルコストが上がり予定価格超過となる場合には導入しかねます。「導入」については「提案すること」を前提とせず、「検討すること」に留めて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
164	33	第6章	2	3	(1)	②				着水井設計	②「電磁流量計を本敷地内に設けること」がありますが、超音波式流量計は否でしょうか。また、超音波式がよい場合は、バイパスルートが不要で宜しいでしょうか。なおP.38(5)計装設備では、流量計は基本的に超音波式、電磁式を選定する。とあります。	適切な設置条件を満たすことができる場合、超音波式流量計を採用しても問題ありません。また、超音波式の場合バイパスルートは不要です。
165	34	第6	2.	3.	(2)					前処理施設設計(機械)	本事業の基本設計における前処理施設での処理対象物質をご提示頂けないでしょうか。	原水水質よりご判断ください。
166	34	第6	2.	3.	(2)	⑧				前処理施設設計(機械)⑧	「⑧前処理施設は複数系列とし、清掃やメンテナンス時においても計画一日最大給水量の確保が可能な容量とすること」がありますが前処理施設複数系列の対象は、水槽や機器類を指し、水路は、共通部分を設けてもよいと理解してよろしいでしょうか。	個別事由については、都度協議となります。
167	34	第6	2.	3.	(3)					膜ろ過施設設計	「膜ろ過処理施設は、膜ろ過設備、薬品注入設備とともに建屋内に設置すること」について、事業者提案で薬品注入設備(酸剤、次亜、苛性、凝集剤)は膜ろ過設備と別の建屋内に設置されていることが合理的とする場合は、別棟としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	34	第6	2.	3.	(3)	③				膜ろ過施設設計③	「浄水処理(膜の薬品洗浄を含む)で使用する薬品の液漏れが生じることがないよう材質、構造等に配慮するとともに万一、液漏れが発生した場合でも被害を最小限とする対策を講じること。」とありますが、対策方法については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
169	34	第6	2.	3.	(3)	⑥				膜ろ過施設設計⑥	「⑥膜ろ過装置の構造については事業者提案とするが、装置の更新が行える構造とすること」について、これは「装置のメンテナンスが行える構造(膜交換、消耗部品交換)」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	34	第6	2.	3.	(3)	⑦				膜ろ過施設設計⑦	「⑦表12に示す原水水質及び原水水質引渡条件を基に設計を行うこと」について、これは表13に示された時間最高濁度300度は考慮しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	35	第6	2.	3.	(3)	⑭				膜ろ過施設設計⑭	「⑭膜ろ過施設は複数系列とし、物理洗浄や薬品洗浄、及びメンテナンス時においても計画浄水量の確保が可能な容量とすること」について、計画浄水量とは表11の「計画一日最大給水量29.535m <sup>3</sup> /日」を示しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	35	第6	2.	4.	③					排水処理施設設計③	「③騒音・振動対策により、時間帯を飛ばずに運転が可能な施設とすること」について、これは近隣の住宅において、「別紙3の①新浄水場」の項目に記載されている騒音規制、振動規制を満たせば良いとの理解で宜しいでしょうか。	提示した条件は建設予定地の立地条件であって、提案には周辺環境に配慮した対策がなされるものと認識しております。
173	35	第6	2.	4.	④					排水処理施設設計④	「④排水処理設備は複数系列とし、片側系列がメンテナンス時においても計画汚泥量の処理に支障をきたさないシステムとすること」について、計画汚泥量は設定される計画原水濁度と濁度-SS換算係数により変わります。基本設計時において設定した原水濁度と-SS換算係数をご提示頂けないでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
174	35	第6	2.	4.	④					排水処理施設設計④	「④排水処理設備は複数系列とし、片側系列がメンテナンス時においても計画汚泥量の処理に支障をきたさないシステムとすること」について、計画原水濁度は、水道施設設計指針2012(日本水道協会発行)を根拠として、表13に示された「平均濁度:4度」の4倍の「16度」で設定するという理解でよろしいでしょうか。	指針に準じた提案と求めます。
175	35	第6	2.	4.	⑤					排水処理施設設計⑤	「⑤脱水機は建屋内に設置し、脱水ケーキは搬出車両(2～10t 車)で室内設置されたケーキホッパーより搬出できるように計画すること」について、搬出車両の規格は、事業者提案に応じて最も合理的なもので設定した上で、脱水機建屋内の寸法の計画を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	35	第6	2.	4.	⑦					排水処理施設設計⑦	「②本浄水場はクロードシステムとし」及び「⑦場外への排水が必要な場合」について、排水処理施設設計に際し、⑦場外への排水が認められる例のご提示をお願いします。また、その排水先は入札説明書で提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、事故等により、排水が不可能になった際を想定しています。後段については、事業者の提案によります。
177	35	第6章	2	5						送水施設設計	送水ポンプの運転制御方法は事業者提案で宜しいでしょうか。	事業者の提案とします。
178	36	第6	2.	5.						送水施設設計	水撃検討を行うとありますが、検討のために新浄水場から各配水池までの管路の縦断面図が必要となります。基本設計時に実施した管路縦断面図を入札説明書でご提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提示の予定はありません。
179	36	第6	2.	6.	⑨					薬品注入設備設計⑨	薬品室は耐薬品塗装とありますが、耐薬品塗装の対象範囲は防液堤内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	37	第6	2.	7.	(1)					監視室に対する留意事項	「監視室」について、新浄水場における広域監視の対象となる機場をご教示ください。	要求水準書(案)表7 保守管理対象分となります。
181	37	第6	2.	7.	(2)	③				受変電設備③	受変電設備の冗長化というのは、受変電盤の2系統化を指すとの理解で宜しいでしょうか。また、自家発電設備の設置により設備電源は2重化されますが、これも冗長化と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	38	第6	2.	7.	(3)	⑦				非常用自家発電設備⑦	燃料タンクによる24時間以上の容量確保は、地下タンク及び小出槽の合算により確保する計画においても、要求水準を満足するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
183	38	第6章	2.	7.	(3)	⑦				非常用自家発電設備⑦	「⑦使用燃料は事業者提案とし、燃料タンクは24時間以上の容量を確保すること」について、自家発電機がカバーする範囲としては、浄水場の機能が最低稼働できる設備に限るとの理解でよろしいでしょうか。また、設定範囲の基準があれば、ご教示願います。	設定範囲は定格能力となります。
184	39	第6章	2.	7.	(6)	⑩				監視制御設備⑩	広域監視対象は新浄水場及び本事業で整備する場外施設との理解で宜しいでしょうか。	No.180をご参照ください。
185	39	第6章	2.	7.	(6)	⑩				監視制御設備⑩	大型モニタとありますが、43インチ以上という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
186	41	第6章	2.	8.	(2)	1)				管理棟設計(部屋諸元)	各室に記載の面積は目安であり、各室の計画面積は事業者提案でよろしいでしょうか。また、各室の設置及び不設置も事業者提案での必要性に応じて変更可能との理解でよろしいでしょうか。	面積はご理解のとおりですが、同等性能以上を要求します。また、1)部屋諸元に記載のとおり、機能面、設備更新を考慮した計画の提案を求めます。
187	41	第6章	2.	8.	(2)	1)				管理棟設計(部屋諸元)	「要求室は、以下のとおりとする」について、各室の( )内に記載の面積は目安かつ例示であると理解し、各々で計画する面積については、事業者提案によるもの理解で宜しいでしょうか。	No.186をご参照ください。
188	41	第6章	2.	8.	(2)	1)				管理棟設計(部屋諸元)	「機械系及び電気系の諸室については、設置する設備や機能面により計画するものとし、必ずしも室の設置を求めものではない」について、これに42頁の「換気機械室」も該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	42	第6章	2.	8.	(2)	1)				管理棟設計(部屋諸元)	「水質検査室(実験台×1台、器具棚×2台、薬品庫×1台、ドラフトチャンバー×1台を設置すること」について、要求水準書に記載がある項目以外の什器備品は、発注者様でご用意頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
190	42	第6章	2.	8.	(2)	2)	①			留意事項①	「①見学者動線としてバリアフリーを考慮」について、見学者動線で階層の移動が無い場合は、エレベーターの設置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	43	第6章	2.	8.	(4)	3)	②			建築機械設備(排煙設備)②	「②排煙方式は、原則として自然排煙とする。どうしても自然排煙が不可能な場合のみ、機械排煙を計画する」について、告示による排煙免除も採用して構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	45	第6章	2.	8.	(5)	5)				建築電気設備(雷保護設備)	「雷保護設備は建築物等への物的損傷と人命の危険の低減を目的とし、日本工業規格(JIS)の改訂に伴い(平成15年7月)、新JIS(A4201-2003)に準じて計画する」について、これは建築基準法に基づき計画するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	46	第6章	2.	8.	(5)	11)				建築電気設備(自動火災警報設備)	「施設整備に必要な防災設備」について、自動火災報知設備以外の防災設備は、消防法を満たす防災設備を整備すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	46	第6章	2.	9.						場内配管設計	口径φ50mmの場合、「配用水用ポリエチレン管(融着)」は耐震性を有する管に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	46	第6章	2.	9.		②				場内配管設計②	「②必要な管防護を施すこと」について、水道用配水ポリエチレン管の埋設部は、ポリスリーブを計上すべきでしょうか。また、紫外線の影響が無い場所でφ75mm未満の露出配管の採用は可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ポリエチレン管用溶剤浸透防護スリーブが必要です。後段については、原則不可とします。
196	47	第6章	2.	9.		⑭				場内配管設計⑭	「⑭流量計、緊急遮断弁を設ける場合には必要に応じてバイパス管等を設けること」について、挿入式電磁流量計及び超音波流量計、クランプオン式超音波流量計で計画し、バイパス管を施さない計画は要求水準を満足していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	47	第6章	2.	9.		⑭				場内配管設計⑭	⑭流量計、緊急遮断弁の設置は、事業者提案によるもの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	47	第6章	2.	10	(1)	①				場内整備	門扉、フェンスは高さ1.8m以上でよろしいでしょうか。また、形状は事業者提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
199	47	第6章	2.	10.	(1)	④				場内整備設計(土木)場内整備④	「④周辺環境への配慮として、(中略)等、歩行者用通路の幅及び憩いのスペースの確保に努めること」について、これらのスペースは現況の道路境界から浄水場敷地側へ1.5m確保すれば宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
200	47	第6章	2.	10.	(1)	⑤				場内整備設計	「⑤具体的な整備内容」について、新浄水場建設に植栽する樹木に関しては、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	47	第6章	2.	10.	(2)	③				場内整備設計(土木)駐車場、舗装、外灯③	「③外灯については、景観や周辺環境に配慮すること」について、各エリア(駐車場、車路、歩道)における必要最低照度をご教示願います。また、外灯はボール型のLED照明との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
202	49	第6章	3.							場外施設設計	「場外施設設計:全般の詳細は入札公告時に示す」について、公告から提案までの期日がないため、図面検討、コスト検討に時間をかけることができません。詳細は本質問への回答時にご提示頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等において公表します。
203	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	新浦上配水池のヤード造成工事に伴い発生する建設残土は自由処分という理解でよいですか、それとも長崎県事業「長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム再開発)」との関連で処分地が指定先される予定ですか。指定先がある場合は、残土の受入れ期間と受入れ量をご提示ねがいます。	自由処分を想定しています。
204	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池の設計」について、「別紙4-2.2.図面集」を確認すると新浦上配水池の造成計画では、大規模な掘削を行い、地山補強土や法面保護の対策を施す状況が示されています。入札説明書では、基本設計で作成した補強土、法面保護の図面をご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、これらの対策工における設計基準は、「道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年版)日本道路協会(法面すべりの安全率>1.2)」であり、契約後の実施設計期間中に設計基準を満足しないことが判明した場合は、それに起因する工事費の増加、工期の延伸は設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。	前段については、提示の予定はありません。後段については、実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
205	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、建設予定地には新浦上配水池、新女の都送水ポンプ場、取付道路といった工事が集中しています。予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様、整備内容は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。
206	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、建設予定地は浦上水源地右岸に位置し、急峻で森が生い茂った地形であります。取付道路用地を含め建設後は現況と大きな変化が想定されます。そこで環境アセスメントや林地開発許可、保安林の場合の解除申請といった必要な協議の進捗については、入札説明書で情報を開示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	必要に応じて入札説明書等に記載します。
207	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、当該施設の建設予定地までの取付道路に関し、完成後の道路管理者は誰になるのでしょうか。また、使用する設計指針は、その道路管理者に応じた指針を適用するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、取付道路における道路管理者は長崎市上下水道局となります。後段については、ご認識のとおりです。
208	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、新浦上配水池のヤード計画は水道局用地範囲内であれば、地形の改変は可能と考えてよろしいでしょうか。もしくは、何らかの制約事項がございますでしょうか。ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札説明書等において公表します。
209	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、新浦上配水池予定地において、ご提示いただいた調査ボーリング調査から想定される岩盤線高さが実際と相違があり、配水池基礎に置換コンクリートが必要となった場合は、設計変更対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
210	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、新浦上配水池までの工事用道路において、新配水池建設及び送水管理設完了後の路床整備及び舗装工事は県発注工事になるとの理解で宜しいでしょうか。	取付道路区間においては舗装が必要となります。取付道路の始点からの工事用道路は県発注の工事です。舗装まで行いますが、時期については協議調整となります。
211	49	第6章	3.	3.						新浦上配水池設計	「新浦上配水池設計」について、配水池のタンク構造に4頁、表2の土木施設(有効容量3,000m <sup>3</sup> ×2池)以外の制約がありますでしょうか。ご教示願います。	入札説明書等において公表します。



No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
212	49	第6章	3.	4.						新女の都ポンプ場設計	「新女の都ポンプ場設計」について、当該ポンプ場の施設内に、新配水池からの流量計及び緊急遮断弁を格納するピットを設けることは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。
213	49	第6章	3.	6.						新導水ポンプ場(長与町)設計	「本施設は長与川から5,500m <sup>3</sup> /日を取水」について、取水ゲートの設置位置は発注者よりご指定頂けるとの理解で宜しいでしょうか。宜しければ、設置位置をご教示願います。	入札説明書等において公表します。
214	49	第6章	3.	6.						新導水ポンプ場(長与町)設計	「新導水ポンプ場(長与町)設計」について、取水口、取水渠などの河川区域構築物が整備概要に含まれておりますが、事業計画前段での管理者との協議図面は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.213をご参照ください。
215	49	第6章	3.	6.						新導水ポンプ場(長与町)設計	「新導水ポンプ場(長与町)設計」について、予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
216	50	第6章	3.	7.						第2浄水場設計	「第2浄水場設計」について、予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
217	50	第6章	3.	8.						まなび野低部配水池設計	「まなび野低部配水池設計」について、予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
218	50	第6章	3.	8.						まなび野低部配水池設計	「整備内容は、入札公告時に示す」について、入札公告時の資料では、場内配管や弁室といった設備の検討が可能な資料が入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	50	第6章	3.	9.						北陽台配水池、第3配水池、第5配水池設計	「北陽台配水池、第3配水池、第5配水池設計」について、予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
220	50	第6章	3.	9.						北陽台配水池、第3配水池、第5配水池設計	「整備内容は、入札公告時に示す」について、入札公告時の資料では、場内配管や弁室といった設備の検討が可能な資料が入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	50	第6章	3.	10.						東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池設計	「東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池設計」について、予定価格を算出する時に用いた計画図面や数量計算、機器仕様は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	公表の予定はございません。
222	50	第6章	3.	10.						東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池設計	「整備内容は、入札公告時に示す」について、入札公告時の資料では、場内配管や弁室といった設備の検討が可能な資料が入札説明書でご提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	51	第6章	4.	1.						設計対象	場外管路の設計・施工に必要な条件(設計水圧や土被り)については、入札説明書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	51	第6章	4.	1.						設計対象	基本計画にて想定している水管橋及び推進工の位置については、入札説明書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	51	第6章	4.	1.						設計対象	「場外管路設備は、本事業契約後、事業者が実施する詳細設計に合わせ、変更契約を行う」について、発注段階での基本設計における検討結果及び予定価格と最低制限価格の概算値の公表は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格は入札説明書等において公表します。
226	51	第6章	4.	1.						設計対象	「場外管路設計:詳細は入札公告時に示す」について、公告から提案までの期日がないため、図面検討、コスト検討に時間をかけることができません。詳細を本質問の回答時にご提示頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等において公表します。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
227	51	第6章	4.	1.						設計対象	「場外管路設備は、本事業契約後、事業者が実施する詳細設計に合わせ、変更契約を行う」について、詳細設計を実施するためには、計画路線の測量や現地踏査、既存の地下埋設物調査が必要となります。これらを反映させた予定価格が適正価格であると認識しますが、記載の変更契約の実施方法および手順について、入札説明書で明確にご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	51	第6章	4.	1.						設計対象	「詳細は入札公告時に示す」について、「場外管路整備業務の工法区分及び数量」は、入札段階では、表3でご提示頂いた区分及び数量に対して入札価格を算出することになります。そのため、現段階での積算資料(管種・管径毎の掘削断面図や水管橋基礎下の地質図等)は、入札説明書で明確にご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。
229	51	第6章	4.	1.						設計対象	「詳細は入札公告時に示す」について、「場外管路整備業務」と「新浄水場」及び「場外施設整備業務」との管路の分界点(場内、場外)は、入札価格を適切に算出するため、入札説明書の添付図面でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
230	52	第7章	1.	1.						本業務の内容	「本業務は、第6章で示した本事業における設計施設の建設工事及び必要となる撤去工事に関する業務である」について、場外管路整備において、既設埋設物の判断が不可能な箇所があると思われま。既設埋設物の撤去工事は、設計変更対象業務との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	52	第7章	1.	1.	(2)	②				工事工程②	「②長崎水害緊急ダム建設事業(浦上ダム)等の関連する事業との調整を適切に行い、事業を適切に実施すること」について、関連事業の事業内容・工期の資料は、入札説明書でご提示すると理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
232	52	第7章	1.	2.	(2)	②				工事工程②	長崎水害緊急ダム建設事業(浦上ダム)等の関連する事業の概略工程はご提示いただけますでしょうか。また、その関連事業が造成する工事用道路が使用可能な開始時期は、要求水準書(案)の追加資料として、質問への回答時にご提示いただけますでしょうか。	前段については、入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。 後段については、提示の予定はありません。
233	52	第7章	1	2	(1)	⑤				工事全般	場外管路工事の新設管路については十分に洗管のうえ、既設管との接続・通水を行います。現在の流向が変化した場合において、濁水の発生により損害補償が生じた場合は、発注者の責による対応との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	52	第7章	1	2	(1)	⑤				工事全般	給水切り替え、既設場外管路との接続については、必ず発注者の立会のもと行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	52	第7章	1.	2.	(3)	①				出来高検査及び竣工検査①	「①事業者は建設工事過程の出来高について本市町に報告し、年度末ごとの出来高検査及び竣工検査を受けること」について、管路整備業務においては、出来高検査及び竣工検査後は工事引渡しとし、履行保証期間は、その引渡し後の2年間であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
236	52	第7章	1.	1.						本業務の内容	「本業務は、第6章で示した本事業における設計施設の建設工事及び必要となる撤去工事に関する業務である」について、場外管路工事における対象路線内での既設埋設物撤去工事が生じた場合は、工期の見直しを含め、全て設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。また、新浄水場及び場外施設内で、提示された入札公告資料から把握できない既設埋設物の撤去に対しても、同様に全て設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
237	52	第7章	1.	1.						本業務の内容	「本業務は、第6章で示した本事業における設計施設の建設工事及び必要となる撤去工事に関する業務である」について、主要な施設(長崎市整備分)新浦上配水池の造成工事において、掘削に伴う残土処分先に指定先はございますでしょうか。ご教示願います。	入札説明書等において公表します。
238	52	第7章	1.	2.	(2)	①				工事工程①	「①施設引渡し日の日程は事業者の提案で前倒して設定することができるが、令和15年3月末までに工事及び試運転を完了し、全施設が供用開始可能な状態とすること」について、浦上ダム等の関連事業との調整を考慮すると、先行引き渡しが必要となる範囲が生じるものと想定します。施設の部分引渡しは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	先行引き渡しが必要となる範囲はないと想定しています。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
239	52	第7章	1.	2.	(2)	②				工事工程②	「②長崎水害緊急ダム建設事業(浦上ダム)等の関連する事業との調整を適切に行い、事業を適切に実施すること」について、新浦上配水池建設では、長崎水害緊急ダム建設事業との調整が重要であると予測されます。そのため、昨年末に長崎市HPで公開された「令和6年11月市議会 建設水道委員会資料 所管事項調査(概要)15頁」に記載の【参考】事業スケジュールよりダム事業右岸側工事用道路整備完了後の令和10年1月から取付道路を着手でできると理解して検討を進めて宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
240	52	第7章	1.	2.	(2)	②				工事工程②	「②長崎水害緊急ダム建設事業(浦上ダム)等の関連する事業との調整を適切に行い、事業を適切に実施すること」について、新浦上配水池建設が事業全体工程のクリティカルであると思われる。長崎県事業である「長崎水害緊急ダム事業」の工事の遅れが新配水池建設の着手に影響を与え共同浄水場事業工事遅延が発生した場合は、発注者の責となるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
241	52	第7章	1.	2.	(3)	①				出来高検査及び竣工検査①	「①事業者は建設工事過程の出来高について本市町に報告し、年度末ごとの出来高検査及び竣工検査を受けること」について、本建設業務においては、年度末毎の出来高検査及び竣工検査後は工事引渡しとし、その引渡し後の瑕疵担保期間は民法上の期間であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
242	53	第7章	1.	4.						試運転調査、切替対応業務	新浄水場試運転時も道ノ尾浄水場、浦上浄水場を運用していると考えられます。新浄水場試運転時は、浦上ダム、萱瀬ダム及びJRTトンネル湧水それぞれの水源から使用できる水量は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、水利使用可能水量を超えての取水はできません。
243	53	第7章	1.	4.						試運転調査、切替対応業務	既設から新設への切替え業務に伴う既設導・送水管路のバルブ操作、洗管作業及び既設浄水場の浄水量調整等の対応は、発注者の負担にて発注者側が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	53	第7章	1.	4.						試運転調査、切替対応業務	洗管作業に伴い発生する排水の対応は発注者の範囲と理解してよろしいでしょうか。事業者の範囲となる場合、各場外管路の排水先のご提示をお願いします。また、排水する際の水に、水量、水質に条件はあるでしょうか。	質問内容が不明瞭であるため、お答えしかねます。
245	53	第7章	1.	4.						試運転調査、切替対応業務	基本設計時に計画した「既設浄水場から新設浄水場への切替手順及び、期間」に関する資料は入札説明書でご提示されるという理解でよろしいでしょうか。	提示の予定はありません。
246	53	第7章	1.	4.						試運転調査、切替対応業務	提案時においては、要求水準書、実施方針等の入札公告時資料を基として、試運転調整、切替対応の順序や期間等を設定することになります。契約締結後、実際の試運転調整、切替対応実施前において試運転実施計画書を提出した際に、発注者の責となる事由により、試運転順序や期間等が変更となる場合は、工期変更及び、設計変更を認めるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
247	53	第7章	1.	5.	(1)					その他関連業務(事業者との協議、運転指導業務)	「事業者は、単独整備施設について、以下の内容を含む最適な計画を立案し、本市町に指導・助言をしなければならない」について、単独整備施設とは本事業で事業者が施工した施設、設備を指すという理解で、既存施設において、事業者が施工していない施設、設備は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	53	第7章	1.	2.	(4)					完成図書及び各種申請図書の提出	設備台帳(本市町の指定するシステムへの入力資料の作成)とありますが、作成するシステムの入力資料の形式をご提示ください。また、「仕様、部数及び様式等は本市町の指示に従うこと」とありますが、発注者側から指示をいただく時期を教えてください。	前段については、Excelデータ及びPDF形式を予定しています。 後段については、令和8年4月を予定しています。
249	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設に伴う各種許認可等の申請」について、①新浄水場、②場外施設、③場外管路の整備工事において発注者が実施する関係機関との許認可に関する協議内容は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。
250	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設に伴う各種許認可等の申請」について、本事業では河川沿いに新浄水場を建設する計画となりますが、これに対し、河川管理者等との河川協議は、本事業の発注準備段階で実施された事業計画において完了しているとの理解で宜しいでしょうか。	河川協議については、事前協議を行っています。詳細設計時に河川管理者と河川協議が必要となります。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
251	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、河川沿いに建設する新浄水場において、新たに河川管理者等との河川協議が必要となる条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提案の内容によります。
252	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、新導水ポンプ場(長与町)では河川接続を伴う取水口の施工が計画されていますが、これに対し、河川管理者等との河川協議は本事業の発注準備段階の計画等において完了しているとの理解で宜しいでしょうか。	河川協議については、事前協議を行っています。詳細設計時に河川管理者と河川協議が必要となります。
253	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、新導水ポンプ場(長与町)の取水口は、河川協議を要する工事であると認識します。適切な技術提案を実施するため、発注者が本事業の発注準備段階で実施した基本設計は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
254	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、新導水ポンプ場(長与町)の取水口は、発注者が本事業の発注準備段階で実施した計画等に基づき、事業者が提案した場合、新たに河川管理者との協議は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	No.252をご参照ください。
255	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、主要な施設(長崎市整備分)新浦上配水池の造成工事にて、水道局用地内であれば地形の改変は可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	53	第7章	1.	3.						建設に伴う各種申請等の業務	「建設等に伴う各種許認可等の申請」について、第5章5.1⑤に家屋調査が業務対象としてありますが、適正な入札価格の算出と本事業で実施する詳細設計業務後の設計変更協議のため、家屋調査の対象件数とその調査内容は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	家屋調査の対象はご提案ください。
257	53	第7章	1.	4.						試運転調整、切替え対応業務	「試運転調整、切替え対応業務」について、各業務区分毎の役割分担表はご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No.45をご参照ください。
258	53	第7章	1.	4.						試運転調整、切替え対応業務	「試運転調整、切替え対応業務」について、10頁記載の「※1:別事業で予定されている新導水ポンプ場(浦上)の整備スケジュール」が、本事業の切替えスケジュールに密接に関係します。別事業の新導水ポンプ場(浦上)の整備スケジュールは、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
259	54	第7章	1.	5.	(3)					その他関連業務(その他)	「本事業の実施にあたり、上記以外で必要となる業務について、本市町と協議の上、必要に応じて実施する」について、この業務は追加の設計変更対象業務との理解で宜しいでしょうか。	No.147をご参照ください。
260	55	第8章	2.	1.	⑥					運転管理業務⑥	試運転は建設業務で対応するものと考えますが、運転管理業務にて発生する試運転とは、どのような内容を想定されているのか、ご教示ください。	入札説明書等において公表します。
261	56	第8章	2.	3.	(3)	①				①水質検査計画及び水安全計画	「事業者は水質検査の実施にあたり、本市に一部水質検査を委託することも可能とする」とありますが、全部委託することはできないという理解でよろしいでしょうか。仮にこの理解の場合、必ず事業者で実施しなければならない水質検査及び、項目をご教示ください。なお、委託した場合の検査費用は、長崎市が負担するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、費用が発生する場合は、表20に記載された各項目の費用を提示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、個別事由によるため協議となります。費用については事業者負担です。
262	57	第8章	2.	3.	(3)	③				③水質検査の委託	「なお、本市が毎年度策定する水質検査計画が見直された場合は、当該見直しの内容に準じて、水質検査項目の追加及び検査頻度の引き上げ等を行うこと。」とありますが、水質検査項目の追加及び、検査頻度の引き上げがあった場合は、追加で行う水質検査に伴う費用は設計変更対象という理解でよろしかったでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表をご参照ください。
263	59	第8章	2.	6.	(3)					薬品調達管理業務③	「③(前略)費用については事業者の負担により実施」について、費用の算出方法については、入札説明書にてご教示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
264	60	第8章	2.	7.	(5)					光熱費燃料等の調達管理業務⑤	「⑤(前略)費用については事業者負担とする」について、費用の算出方法については、入札説明書にてご教示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	質問への回答
265	60	第8章	2.	9.						見学者対応業務	現段階で発注者が想定している見学ルートをご提示願います。	整備内容は事業者提案によるため、想定する見学ルートは開示しません。
266	60	第8章	2	10						災害、事故及び緊急時対応業務	「事業者は災害及び事故発生時における対応～」についてどの程度の災害及び事故を見込まれているかをご教示願います。	事業者の提案とします。
267	61	第8章	2	11	②					運転マニュアルの作成及び指導	「事業終了前の適切な時期に、本マニュアルを基に本市町及び引継業者に対し運転方法等の指導を行うこと」について運転指導の期間、引継をうける人数はどの程度を見込まれているかをご教示願います。	事業者提案によるかと考えますので、人数及び期間については事業者提案といたします。
268	61	第8章	2	13						その他関連業務	「本事業の実施にあたり、上記以外で必要となる業務について、本市町と協議の上必要に応じて実施する。」にあたり、その業務はどのような業務を想定しているか詳細にご教示願います。またご教示頂いた以外の業務については追加の設計変更対象業務との理解でよろしいでしょうか。	No.147を参照ください。
269	62	第9章	1	1						保守管理業務の範囲	「本事業で対象とする保守管理業務の範囲は新浄水場のほか、表5に示す施設」について、これは表7が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	表7に修正いたします。
270	62	第9章	1	1						保守管理業務の範囲	表7に示す「(長崎市整備分)赤迫高部配水池・道ノ尾配水池・高田越減圧槽、(長与町整備分)東高田2号配水池・南陽台高部配水池・まなび野高部配水池の保守管理業務内容は入札説明書で詳細にご教示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	62	第9章	1	1	②					保守管理業務の範囲②	「②災害時、事故時」の対応について、どの程度の災害、事故を見込まれているかをご教示願います。	No.266をご参照ください。
272	64	第9章	2	4	(1)					植栽管理業務	「本業務は～事業者の責任において草刈、剪定、伐採を行い、発生した草、枝葉等を処分すること」について、草刈、剪定、伐採の回数については事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	64	第9章	2	5						防犯業務	「本業務は～場外施設にあっては第三者が立入り、施設に危害が加えられないよう、出入り口の施錠を確実に行う等必要な対策を実施すること」について、出入り口に施錠を行えば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、上記の「等」に含まれる対策をご教示願います。	前段については、ご認識のとおりです。後段については、事業者の提案によるものが想定されます。
274	64	第9章	2	6	①					事業完了時の引継ぎ業務①	「①事業者が～保守管理業務の引継を実施する」について期間、保守管理業務の引継機関、引継をうける人数はどの程度を見込まれているかをご教示願います。	No.267をご参照ください。
275	64	第9章	2	6	②					事業完了時の引継ぎ業務②	「②事業終了後に～本事業対象施設について、事業終了前の適切な時期に個々の健全性及び老朽度を調査し、その結果を本市町へ提出すること」について、第2浄水場のように一部改良を行う既存施設においても対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	第2浄水場、大手配水池、女の都配水池は保守管理の対象外です。
276	64	第9章	2	7						その他関連業務	「本事業の実施にあたり、上記以外で必要となる業務について、本市町と協議の上必要に応じて実施する。」なお、次に示す業務については、事業者の負担とする。 ・別途可搬式自家発電設備等を用いて実施する作業等に関する費用 ・事業者が保守管理を目的にリモート監視を行う場合に要する通信費とありますが、上記2つ以外は追加の設計変更対象業務との理解でよろしいでしょうか。	提案に基づいて、必要となる業務は事業者の負担となります。
277										その他	本質問書及び回答書は、契約図書となるとの理解でよろしいでしょうか。	本意見書及び回答書は案であり、契約図書として取り扱いません。
278										その他	要求水準書(案)に関する質問および発注者様から得られる回答は、本工事の契約図書として取り扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	本意見書及び回答書は案であり、契約図書として取り扱いません。